

2025年4月25日作成
2025年6月13日備付

[illegible]

貸借対照表注記

労金連は以下「本会」といいます。

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 一部の外貨建債券（その他有価証券）に係わる為替変動リスクの相殺を目的に、ヘッジ対象を契約単位で識別する個別ヘッジを実施しております。

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

これは、本会の「2024 年度リスク管理方針」に基づいて個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の償還時における為替変動リスクをヘッジすることを目的とするものであります。

なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

6. 固定資産の減価償却の方法

- （1）有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、本会の定める決算経理規程に基づきそれぞれ次のとおり償却しております。

建物(本館) 定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は 15 年～ 18 年であります。

建物(事務センター) 定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は 6 年～ 60 年であります。

その他 定額法（利用可能期間による耐用年数を使用）を採用しております。
また、主な耐用年数は 4 年～ 20 年であります。

- （2）無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、本会内における利用可能期間に基づいて償却を行っております。主要な償却年数は 5 年であります。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

8. 外貨建資産・負債は決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、本会の定める資産査定基準及び決算経理規程に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権（以下「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権をいう）については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づいた引当額を引当てることとしております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破産、特別清算等

法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は本会の定める資産査定基準に則り本会各部が第一次査定を、統合リスク管理部が第二次査定を実施し、当該部から独立した監査部が査定監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

本会の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

（1）過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により算出した額を損益処理

（2）数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

また、嘱託職員の退職金の支払に備えるため、嘱託職員就業規則に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 収益の計上方法は、本会の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

17. 子会社等の株式総額 538 百万円

18. 子会社等に対する金銭債権総額 1,512 百万円

19. 子会社等に対する金銭債務総額 528 百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 13,536 百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額はあります。

22. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。

なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に

該当しないものです。

23. 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

24. 債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

25. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額はありません。

26. ローン・パーティシペーションについては、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づき、原債務者に対する貸出金として会計処理していますが、決算日における残高はありません。

27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,553,786 百万円
貸出金	391,200 百万円

担保資産に対応する債務

借入金	502,200 百万円
債券貸借取引受入担保金	996,228 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 291,400 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 238 百万円であります。

29. 出資1口当たりの純資産額 222,847 円 38 銭

30. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本会は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として有価証券です。主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、貸出金は主に日本国政府及び全国にある13の労働金庫向けであります。

一方、金融負債はそのほとんどが全国にある13の労働金庫からの預金であり、すべて固定金利の預金です。金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

本会は、取引先の信用状態の調査を基に与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する与信

管理と、信用リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する信用V a Rによりモニタリングすることなどで、信用リスクを管理しております。

与信管理は、信用リスクに関する管理諸規程に従い各部が管理しており、与信管理の状況を統合リスク管理部がチェックし、算出した信用V a Rと合わせて経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。

また、事業年度ごとにリスク資本を信用リスクに配賦しており、月次で信用V a Rとの対比を行うことで、信用リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

本会は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。

A L Mに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等を定めており、理事会において決したリスク管理方針に基づき、経営管理委員会及び常務会においてリスク管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合企画部のA L M報告と合わせて月次で経営管理委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

本会は、価格変動リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する市場V a Rによりモニタリングすることなどで、市場リスクを管理しております。また、市場環境や財務状況などのモニタリングを行い、これらの情報を統合リスク管理部が経営管理委員会及び常務会に報告しております。

なお、事業年度ごとにリスク資本を市場リスクに配賦しており、算出した市場V a Rとの対比を行うことで、市場リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価及び事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引実施基準に基づき実施しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

本会では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をV a R等により計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

本会のV a Rは分散共分散法（保有期間：満期保有目的の債券及び一部の定期預金 120 営業日、その他の資産及び負債 60 営業日、信頼区間：99%、観測期間：1,250 営業日）により算出しており、令和 7 年 3 月 31 日現在で本会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で 59,590 百万円であります。

なお、本会では、モデルが算出するV a Rと仮想損益（ポジションを固定した場合に発生したと想定される評価損益）を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、令和 4 年 8 月より、仮想損益額がVaRを超過する頻度が、モデルが想定している回数を超過したことから、市場変動率の高まりを反映させ、VaRに一定の掛け目を乗じた値に補正しております。

③ 流動性リスクの管理

本会は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金は記載を省略しており、預け金、コールローン、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	5,000	5,000	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,080,683	1,064,944	△15,738
その他有価証券	3,707,790	3,707,790	—
(3) 貸出金	992,555		
貸倒引当金 (*1)	△16		
	992,539	988,588	△3,951
金融資産計	5,786,012	5,766,322	△19,690
(1) 預金	6,082,325	6,114,523	32,198
(2) 譲渡性預金	126,976	126,976	—
(3) 借入金	502,200	502,200	—
金融負債計	6,711,501	6,743,699	32,198
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	48	48	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	48	48	—

(注) 時価には、既に損益認識し貸借対照表に計上されている下記の未収利息及び未払利息に相当する金額が含まれています。

(未収利息) 貸出金 432 百万円 (未払利息) 預金 5,559 百万円

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の令和7年3月31日における貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	555
投資事業有限責任組合出資金 (*2)	3,862
合 計	4,418

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
有価証券							
満期保有目的の債券	236,958	390,506	351,078	45,382	47,670	9,856	—
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,919	8,266	20,654	5,382	42,670	3,047	—
短期社債	144,000	—	—	—	—	—	—
社債	60,949	215,440	264,924	40,000	—	6,809	—
外国証券	29,090	166,800	65,500	—	5,000	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
^① 其他有価証券のうち満期があるもの	199,153	912,338	751,207	398,430	561,365	687,185	—
国債	—	319,000	188,000	180,000	425,100	303,300	—
地方債	36,041	13,883	17,479	11,293	20,699	33,779	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—
社債	77,024	134,630	149,830	98,790	58,975	349,052	—
外国証券	85,298	400,088	374,900	86,800	50,190	—	—
その他	788	44,736	20,998	21,546	6,400	1,052	—
貸出金	503,742	451,612	1,301	15	8	35,875	—
合 計	939,854	1,754,457	1,103,587	443,827	609,044	732,917	—

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
預金	2,043,082	2,018,321	1,511,710	—	—	—	509,210
譲渡性預金	126,976	—	—	—	—	—	—
借入金	50,600	451,600	—	—	—	—	—
合 計	2,220,659	2,469,921	1,511,710	—	—	—	509,210

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

以下の表には、貸借対照表の有価証券のほか、「預け金」の中の譲渡性預け金が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,992	1,994	1
	短期社債	—	—	—
	社債	23,662	23,698	35
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	25,655	25,692	37
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	81,087	77,956	△3,131
	短期社債	143,868	143,868	—
	社債	563,707	554,226	△9,481
	外国証券	266,363	263,200	△3,163
	その他	—	—	—
	小計	1,055,028	1,039,251	△15,776
合 計		1,080,683	1,064,944	△15,738

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	56,287	25,016	31,271
	債券	400,954	396,326	4,627
	国債	290,387	287,126	3,261
	地方債	12,657	12,649	8
	短期社債	—	—	—
	社債	46,881	46,717	164
	外国証券	51,027	49,834	1,193

	その他	167,080	117,984	49,096
	小計	624,322	539,327	84,994
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	534	612	△77
	債券	3,001,169	3,144,133	△142,963
	国債	1,105,740	1,182,898	△77,158
	地方債	112,823	121,430	△8,607
	短期社債	—	—	—
	社債	853,640	893,715	△40,075
	外国証券	928,964	946,088	△17,123
	その他	100,764	109,220	△8,456
	小計	3,102,468	3,253,965	△151,497
合 計		3,726,790	3,793,293	△66,502

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、対象発行体の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。また、市場価格のない株式等については発行体における財政状態の悪化等の要件を勘案し、減損処理の要否を検討しております。

33. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金銭の信託	—	5,000	—	5,000
有価証券				
その他有価証券	1,471,171	1,705,232	531,386	3,707,790
国債	1,396,128	—	—	1,396,128
地方債	—	125,480	—	125,480
社債	—	900,522	—	900,522
株式	56,822	—	—	56,822
外国証券	2,932	445,673	531,386	979,992
投資信託	15,287	233,557	—	248,844
資産計	1,471,171	1,710,232	531,386	3,712,790
デリバティブ取引(*1)				
金利関連	—	48	—	48
通貨関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	48	—	48

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	1,013,107	51,837	1,064,944
地方債	—	79,950	—	79,950
短期社債	—	143,868	—	143,868
社債	—	556,267	21,657	577,924
外国証券	—	233,020	30,180	263,200
貸出金	—	—	988,588	988,588
資産計	—	1,013,107	1,040,425	2,053,532
預金	—	6,114,523	—	6,114,523
譲渡性預金	—	126,976	—	126,976
借入金	—	502,200	—	502,200
負債計	—	6,743,699	—	6,743,699

(注1) 時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格がない投資信託について、重要な解約制限等がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、主にブローカー等の第三者から入手した評価価格を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約等が含まれております。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、金利スワップション取引が含まれます。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を基準日において同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものに

については、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。

なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当はありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

		その他有価証券			デリバティブ取引	
			社債	外国証券		金利関連
期首残高		428,873	—	428,873	—	—
当期の損益または その他の包括利益	損益に計上(*1)	4	—	4	—	—
	その他の包括利益 に計上(*2)	△9,269	—	△9,269	—	—
購入、売却、発行 および決済	購入	176,977	—	176,977	—	—
	売却	—	—	—	—	—
	発行	—	—	—	—	—
	決済	△65,200	—	△65,200	—	—
レベル3の時価 への振替		—	—	—	—	—
レベル3の時価 からの振替		—	—	—	—	—
期末残高		531,386	—	531,386	—	—
当期の損益に計上した額のうち 貸借対照表日において 保有する金融資産および 金融負債の評価損益		—	—	—	—	—

(*1) 損益計算書の「資金運用収益」及び「資金調達費用」並びに「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 本会は労働金庫法施行規則第113条に定める別紙様式に則り、包括利益計算書は作成しておりません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

本会は常務理事または常務執行役員が決裁した時価算定要領にて時価の算定に係る手続等を定めてお

り、これに沿って営業部が時価を算定しております。算定された時価は、営業部にて検証を行うほか、統合リスク管理部においても時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証することにより、時価の算定の手続に関する適正性及び算定された時価の適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、他の第三者から入手した会計基準に従って算定されていると期待される価格と比較検討を行う等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当はありません。

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,478	1,448	6
債券	151,231	1	7,187
国債	1,736	—	244
地方債	59,293	—	4,434
短期社債	—	—	—
社債	74,200	—	2,508
外国証券	16,001	1	—
その他	1,010	299	95
合 計	154,719	1,749	7,289

36. 当事業年度中に、保有目的区分を変更した有価証券はありません。

37. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,000	—

(2) 満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

(3) その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）の取扱いはありません。

38. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はありません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

39. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、175,975百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が175,975百万円あります。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

固定資産減損額	665 百万円
有形固定資産減価償却限度超過額	139 百万円
退職給付引当金	358 百万円
有価証券減損	59 百万円
未払事業税	113 百万円
賞与引当金繰入額	51 百万円
ソフトウェア減価償却限度超過額	— 百万円
役員退職慰労引当金	18 百万円

社会保険料未払費用	15 百万円
その他有価証券評価差額金	19,642 百万円
繰延ヘッジ損益	－百万円
その他	177 百万円
繰延税金資産小計	21,242 百万円
評価性引当額	△786 百万円
繰延税金資産合計	20,455 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	646 百万円
繰延ヘッジ損益	－百万円
繰延税金負債合計	646 百万円
繰延税金資産の純額	19,808 百万円

41. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が令和 7 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.67%から、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 506 百万円増加（繰延税金負債は 16 百万円増加）し、その他有価証券評価差額金は 476 百万円増加し、法人税等調整額は 13 百万円減少しております。

42. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	468 百万円
契約負債	153 百万円

43. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

44. 追加情報

（退職金制度の変更）

本会は 2024 年 11 月に、2025 年 4 月 1 日から職員の定年年齢を 60 歳から 65 歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を 65 歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用 374 百万円（退職給付債務の減少）が発生し、2024 年度はこのうちの 31 百万円を費用処理しております。